

民生委員児童委員は

あなたの一番身近な相談員です



民生委員児童委員は、青い門標とマークがめじるし!

5月12日は民生委員児童委員の日

民生委員児童委員は、児童母子、障がい者、高齢者、生活厚生福祉部会の4つの部会に分かれて活動することがあります。また、民生委員児童委員のほかに、本町には主任児童委員が2人おり、子ども・子育てに関する支援を専門的に担当しています。今回は、主任児童委員についてご紹介します。

児童母子福祉部会

- 子育ての相談をしたい
- 学校生活の相談をしたい

障害者福祉部会

- 福祉用具を使いたい
- 心身の病気や障がいがある

民生委員児童委員にお気軽にご相談ください!

高齢者福祉部会

- 毎日の介護で困っている
- 介護保険制度を知りたい

生活厚生福祉部会

- 生活保護の相談をしたい
- 住まいの相談をしたい



主任児童委員ってどんな人?

子ども・子育てに関する支援を専門に担当する委員です。

例えば…

- ・ 育児の不安
- ・ 親子関係
- ・ 虐待
- ・ しつけの悩み
- ・ 不登校
- ・ いじめ
- ・ 仲間づくり
- ・ 非行



■ 地区の民生委員児童委員 (任期R1.12.1~R4.11.30)

R3.4.1 現在

令和3年度は、固定資産税の評価替えの年度です

固定資産税とは？

固定資産税とは、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産（これらをまとめて固定資産といいます）の所有者が、市町村に固定資産の価値に応じて納める税金です。町の税収入の約45%を固定資産税が占めていて、町の重要な財源となっています。

評価替えとは？

評価替えとは、地方税法の規定により、土地と家屋の固定資産の評価額を3年ごとに見直すことです。令和3年度は、評価替えの年度に当たります。

固定資産の評価は、総務大臣が定めた基準（固定資産評価基準）に基づいて評価を行います。町長がその価格（評価額）を決定し、課税標準額とします。なお、土地については、評価額から住宅用地に対する

特例などの調整措置を講じた上で、課税標準額を決定します。

税額の算定式

課税標準額×税率（1.4%）

価格は？

今回の評価替えで、ほとんどの地価は下落し、平成30年度の評価替えと比べて宅地の価格は平均で約7%下落しました。家屋については、前回評価替えから建築資材価格の高騰などにより、再建築価格は平均4〜7%の上昇となりました。

土地の税負担は？

ほとんどの地価は下落しましたので、多くの土地は税額も下落します。

しかし、価格の変更がない土地や、道路整備などにより増額となる土地もあります。

家屋の税負担は？

既存の家屋の評価額は、3年に1度の評価替えの年度に評価基準によって計算した再建築価格を基準に評価します。また、それ以外の年度は据え置きとなります。

今回、再建築費評点補正率が資材物価の変動などにより、木造家屋は1.04、非木造家屋は1.07とされました。

標準的な既存家屋では、経過年数に応じた減点補正率などの計算により、評価額は若干引き下げとなります。家屋はある経過年数を過ぎると減価が止まるため、建築から経過年数が長い家屋や、今回の評価替えにより計算した評価額が前年を上回る家屋は、前回評価額と変わらないこともあります。

問合せ 住民課町税G

☎76・2130

■家屋評価の方法

